

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年10月10日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第38号

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（令和5年瀬戸市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間の制限)

第2条 同一の施設等（瀬戸市公民館（以下「公民館」という。）の施設、附属設備及び備品をいう。以下同じ。）を連続して使用できる期間は、7日間とする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、この期間を超えて施設等を使用させることができる。

2 前項の期間には、休館日を含めないものとする。

(使用の許可等)

第3条 条例第7条第1項又は条例第12条の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、使用しようとする日（連続して2日以上使用しようとする場合は、その初日）の前月の市長が定める日から前日（係員の配置を要しない日を除く。）までに提出するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、施設等の使用の許可をしたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(許可事項の変更)

第4条 使用者（前条第3項の規定により施設等の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとする場合は、使用許可変更申請書に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用許可書に記載された事項の変更を許可したときは、使用変更許可書を当該変更の申請をした使用者に交付するものとする。

(使用許可申請の取下げ)

第5条 使用者は、施設等の使用許可申請を取り下げようとする場合は、使用許可申請取下書に使用許可書又は使用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。

(使用許可書等の提示)

第6条 使用者は、施設等を使用しようとする場合は、使用許可書又は使用変更許可書を使用する公民館の係員に提示し、施設等の使用に必要な指示を受けなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第14条第1項第1号又は第2号の規定により施設等の使用の許可を取り消した場合 既に納付した使用料（以下「既納使用料」という。）の額の100分の50に相当する額
- (2) 条例第14条第1項第4号又は第5号の規定により施設等の使用の許可を取り消した場合 既納使用料の額に相当する額
- (3) 市長が公益上その他特に必要があると認める場合 既納使用料の額に相当する額

2 前項第1号の規定による額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

3 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市又は市の機関が主催して使用する場合 使用料の額に相当する額

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条の規定により個人演説会を開催する場合（条例第9条第2項に該当するときに限る。）
使用料の額の3分の1に相当する額

(3) その他市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項第3号に該当する使用者は、使用料の減免を受けようとする場合は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該減免申請書の提出を省略させることができる。

(入館の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公民館の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者

(3) その他施設等の管理上支障があると認める者

(入館者等の遵守事項)

第10条 公民館に入館した者及び使用者（以下「入館者等」という。）

は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (3) 市長の承認を得ないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (5) その他市長の指示すること。

(損傷等の届出)

第 1 1 条 入館者等は、施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに市長に届出をし、必要な指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)

第 1 2 条 条例第 1 7 条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 1 0 条及び第 1 1 条	市長	指定管理者
第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条	使用	利用
第 3 条	使用許可申請書	利用許可申請書
第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条	使用許可書	利用許可書

第 4 条	使用許可変更申請書	利用許可変更申請書
第 4 条、第 5 条及び第 6 条	使用変更許可書	利用変更許可書
第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条	使用者	利用者
第 5 条	使用許可申請	利用許可申請
	使用許可申請取下書	利用許可申請取下書
第 7 条	既納使用料	既納利用料
	使用料還付請求書	利用料還付請求書
第 7 条及び第 8 条	使用料	利用料
第 8 条	使用料減免申請書	利用料減免申請書

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則（令和 6 年瀬戸市教育委員会規則第 6 号）による廃止前の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 6 年瀬戸市教育委員会規則第 3 号）の規定によりなされた申請、使用許可その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。